



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 都市計画事業の変更の認可・2件（都市公園課） 1

公 告

- 家畜商講習会の開催（畜産課） 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院） 4

告 示

沖縄県告示第525号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和3年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄県立八重山病院	石垣市字真栄里584番地1	沖縄県	令和3年10月1日	令和6年9月30日

沖縄県告示第526号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和56年沖縄県告示第145号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和3年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・南1号黄金森公園
- 3 事業施行期間 昭和56年3月12日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第527号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第346号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・南4号津嘉山公園
- 3 事業施行期間 平成20年5月30日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 報

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和3年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和3年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年2月2日（水曜日）午前9時30分から午後5時30分まで及び同月3日（木曜日）午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 場所 沖縄県男女共同参画センター 那覇市西3丁目11番1号 電話番号098-866-9090
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
- 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、令和4年1月7日（金曜日）までに沖縄県農林水産部畜産課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。受講申込書を郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、提出締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年11月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
 - (2) 商号名 金秀建設株式会社
 - (3) 代表者名 宮城理
 - (4) 所在地 那覇市旭町112番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第10368号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
 - (2) 商号名 有限会社与儀工業
 - (3) 代表者名 与儀偉玄

- (4) 所在地 豊見城市字饒波107番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12133号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年3月25日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
- (2) 商号名 株式会社仲間組
 - (3) 代表者名 仲間政樹
 - (4) 所在地 金武町字金武8038番地の30
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第2906号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月6日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
- (2) 商号名 株式会社YUKAZE
 - (3) 代表者名 谷正風
 - (4) 所在地 与那原町字東浜2番地の4
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14106号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
- (2) 商号名 有限会社新八土建
 - (3) 代表者名 池間廣明
 - (4) 所在地 豊見城市字豊見城288番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第4439号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
- (2) 商号名 新栄塗装工業
 - (3) 代表者名 豊里榮
 - (4) 所在地 豊見城市字長堂137番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第7880号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
- (2) 商号名 株式会社三嶺ホーム
 - (3) 代表者名 長嶺進
 - (4) 所在地 糸満市字武富258番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第12418号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日
- (2) 商号名 宮嶋建設株式会社
 - (3) 代表者名 黒島昭正
 - (4) 所在地 宮古島市平良字久貝1059番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第618号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年4月20日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年11月19日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 MRIアップグレード 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年9月15日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 アイティーアイ株式会社 長崎県長崎市興善町6番7号
- 5 契約金額 76,991,245円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
